

枚方市環境審議会傍聴要領及び 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）

○枚方市環境審議会傍聴要領

平成24年5月24日

（趣旨）

第1条 この要領は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき、枚方市環境審議会（部会を含む。以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の公開等）

第2条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長（部会長を含む。以下同じ。）が公開しないことができる。

- （1）法令等の規定により非公開とされる場合
- （2）枚方市情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- （3）公開することにより、当該会議の公平かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合

2 審議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

（傍聴の手続き等）

第3条 傍聴をしようとする者は、開会予定時刻の30分前から開会予定時刻の5分前までの間に、開催場所の受付に「傍聴申込書」を提出しなければならない。

- 2 傍聴者の定員は、会場等の都合により、会長が決定する。
- 3 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により決定する。

（傍聴できない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）銃などの危険物を携帯している者
- （2）張り紙、ビラ、掲示板、旗、のぼりなどを携帯している者
- （3）笛や太鼓など音を出すものを携帯している者
- （4）酒気を帯びていると認められる者
- （5）前各号に定めるもののほか、審議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと
- (4) 飲食、喫煙等をしないこと
- (5) 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、審議の妨害となるような行為をしないこと

(会場秩序の維持)

第6条 傍聴者が前条の遵守事項に違反していると認められる場合において、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(資料の閲覧)

第7条 当該会議の次第、提出資料等については、原則として傍聴者の閲覧に供するものとする。

(その他)

第8条 この要領及び枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）

（会議録の作成）

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録を作成する方法は、審議会が決定する。この場合においては、第3条第3項の規定を準用する。

3 第1項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の氏名
- (5) 案件名
- (6) 提出された資料の名称
- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別
- (10) 会議が非公開の場合にあっては、その理由
- (11) 会議録の公表、非公表の別
- (12) 会議録が非公表の場合にあっては、その理由
- (13) 会議が公開の場合にあっては、傍聴者の数
- (14) 所管部署の名称

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

5 会議録を作成するために作成した電磁的記録（音声をその内容とするものに限る。）は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間保存しなければならない。